

令和5年6月 第2回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 令和5年6月28日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和5年6月29日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副 町 長	中村義治君	教 育 長	黒川雅孝君
総 務 理 事	大平弘明君	事 業 理 事	今道晋次君	総 務 課 長	落合健治君
庁舎建設室長	山本勝憲君	税 財 政 課 長	藤永大治君	住民福祉課長	松本典子君
保険環境課長	宮原良之君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	中道隆介君
建 設 課 長	山村輝明君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	作永善則君	水 道 課 長	安達伸男君
会 計 管 理 者	藤永尊生君	教 育 次 長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議 会 事 務 局 書 記	山下慶君

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 5番 長谷川 忠 議員

(2) 7番 永安 文男 議員

- 日程第3 議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件
(佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件
(令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第6 議案第35号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第8 議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第9 議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第10 議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第11 議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第12 議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第13 議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第14 議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第15 議案第44号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第16 議案第45号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第17 議案第46号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第18 議案第47号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第19 議案第48号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第20 発議第4号 議員の派遣について

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議長(淡田 邦夫 君)

おはようございます。

本日は、令和5年6月第2回佐々町議会定例会本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長(淡田 邦夫 君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、横田博茂君、4番、永田勝美君を指名します。

— 日程第2 一般質問(長谷川 忠 議員) —

議長(淡田 邦夫 君)

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問通告書の順で発言を許可します。

一問一答方式により、5番、長谷川忠議員の発言を許可します。
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

おはようございます。5番、長谷川です。きょうは一般質問ということで、議長からのお許しが出ましたので、質問を3件ほどさせていただきます。

1件は、災害情報伝達における戸別受信機の配備促進について。

2番、本町の口石・佐々小学校の来年度新1年生に対してのランドセルについて。

3番が、A I（人工知能）の活用取組についてをお伺いしたいと思います。

まずは、1番の災害情報伝達における戸別受信機の配備促進について、質問させていただきます。

ことしも本町も梅雨に入り、台風や梅雨前線が活発化し、線状降水帯などの発生に伴い、自然災害などによる被害が予想されます。5月23日には、町長をはじめ、各課職員並び江迎警察署、西消防署職員による災害危険箇所視察が実施されたとの報告も受けております。そこで、自然災害が発生した場合の、住民に避難勧告等の防災情報を迅速かつ的確に伝達することは、災害から住民の安全を守る上で極めて重要であります。災害対策基本法第56条においては、災害に関する予報又は警報の伝達は、市町村長の責務とされています。各市町村は、この規定を踏まえ、災害時における住民への情報伝達を的確に行わなければならないとなっております。

気象状況の悪化等により、野外スピーカーを用いた防災行政無線等からの音声聞き取りづらい場所があることが課題となっております。大雨や台風時に野外スピーカーからの音声が十分に聞き取りにくい状況があります。特に、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯への確実な情報伝達に課題があり、防災行政無線等のほか、携帯電話への緊急速報メール、登録制のメール、テレビなどを活用した情報伝達システムがあります。しかしながら、高齢者等には通話機能しか使いこなせない方もいらっしゃいます。メール等もしていない。携帯電話などを活用した操作等には不安があり、また停電の場合にはテレビの視聴は当然できません。

このような中、避難勧告時の防災情報を迅速かつ的確に伝達する手段としての取組としての、現時点での戸別受信機やFM放送を活用した防災ラジオ等の配備による現状をお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まずは災害の危険箇所ということで、緊急の対策等が必要となる箇所はということで御質問がございました。まず、それを説明させていただきたいと思っております。

まずは、松瀬地区の江里川でございます。場所は、町営の松瀬団地入り口の付近になるわけでございますけど、令和4年10月に河川内の維持管理のために、建設課が道路維持補修班で除草作業を行ったところ、道路兼用の護岸が洗堀されているということで確認されたということで、応急対策として現在、洗堀の防止のために大型土のう等で根固めを行っているところでございます。復旧工事については、本年度の予算に計上しているわけでございますけど、これは出水期の時期にちょうど重なりますので、危険を伴うため、出水期以降に実施をする予定にしているわけでございます。

続きまして、神田の猪立地区でございます。町道神田線の役場方面から神田方面に行って走って、神田橋の手前付近になるわけでございますけど、切り立った岩盤が風化によりまして剥離とか落石のおそれがあるということで、平成27年に、木柵で仮設の防護柵を設置しておる

わけでございますけど、その後、一部腐食が見られたため、建設課の道路維持班の補修班で補修をしているわけでございます。本年度から本格的な対策工事のための地質調査を行いながら、地すべりについては行いたいと思っていますし、地すべりについては町内に数か所ございますが、角山地区が地面の亀裂などが広がるなど危険な状態ということになっておりますので、大雨警報等が発令された際には、当該地区住民に避難するように、毎回連絡をしている次第でございます。

現在、今後対策工事に向けては、県による調査業務が今行われているということでお聞きをしておまして、先ほどお話がありました、これは別にして、防災行政無線の戸別受信機の設置状況についてでございますけど、現在設置している世帯が22世帯あるわけでございます。そのうちの5世帯が難聴地区で、それから耳が不自由な方、聞こえない方に文字が表示できる受信機を17世帯に貸出しをしている状態でございます。

どちらにしましても、災害となりました場合には、防災は今、総務課が担当しておりますけど、防災のLINEで今やっているということで、先ほど高齢者の方はなかなか厳しいということでございますけど、LINEに加えて今、本町では防災無線と町のホームページ、それからNBCのデータ放送で伝達をしておりますので、伝達がいけない場合があるわけでございますけど、なるべく伝達が多くの方の住民の方に素早く伝わるように、今後、十分検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

戸別受信機の貸出しにあたっては、現在22、難聴者もいらっしゃるでしょうし、文字情報とかその活用したので22件ということですが、今後まだ対象者はいらっしゃるんじゃないですか。それはあくまでも住民の方から問合せがあって初めてこちらのほうから、役場のほうから貸し出すという形になっているんですか。そのところよろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時11分 休憩）

（10時12分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

今、議員さんの御質問のほうに御回答させていただきます。

まず、耳が不自由な方と障がい者の方の方でございますが、障がい者の手帳を持っていらっしゃる方にアンケートを取りまして、必要な方のほうにこちらのほうを貸出しをしているという状況でございます。

それから、難聴地区でございますが、難聴地区と思われるところにこちらのほうもアンケートを取りまして、アンケートで希望の方にこちらのほうを貸出しを行っているという状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

そういうアンケートを取っていらっしゃるとはおっしゃいますけど、高齢者の世帯ってたくさんあるじゃないですか。そして、またお一人になられて住んでいらっしゃる方なんかは特に不安だと思うんですよね。やっぱり大雨とか降ると。この状況下で、もうちょっとそういう住民の皆さん、本当に欲しい人に行き渡っていないんじゃないかなと思われるんですよね。これも確かにやっぱりお金が発生しますので、財源が必要となりますので、それに関して財源とかは、国のほうからの補助はないんですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

戸別受信機、今、保有しているのが40機程度保有しているわけですね。それで今、貸出ししているのが22機貸出しをしていますので、あと18機程度の余裕はありますので、いろいろ不便で聞こえないとか、いろいろな申出があれば、町としては対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

何かもうちょっと積極的に、一人でお住みになっていらっしゃる方々の世帯に配付、危険な場所に住んでいらっしゃる方は分かっているはずですから、そういう方にもう少し提供するっていうことは考えていらっしゃるんですか。

あくまでも、結局本人が必要となさるところだけ、難聴とかいろいろ不都合がある方に貸し出すという形じゃなくて、もうちょっと積極的にできないものか。まだ余っていると、40機あって余っているということですから、18機程度ですか、余裕があるという。もっと対応できないものかなって、住民の皆さんの不安を払拭できるんじゃないかなろうかと少しでも思うんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、長谷川議員がおっしゃったように、町としてこういうことでありますので、もし聞こえないとか何とかいろいろ申出があれば、町としては貸出しもできるんじゃないかと思っています。積極的に、要らないですか、どうでしょうかとか、そういうことじゃなくて、やはり申入れがあった場合に、町として今貸出しをしているということで、うちのほうも住民福祉課とよくそういうことであれば調べて、調査をして必要であれば貸出しをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

何となく、住民の皆さんが知らないんじゃないかと思うんですよね。そういう戸別受信機があるのを。だからもう少し告知して、広報なんかにも載せたりして、住民から問合せを受けるとかいう何らかの形はとれないもんですかねと思っているんですけど、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

積極的な貸出しにつきましては、一応こちらのほうもアンケートを取りまして、必要かどうかを確認しております。他市町の方で全世界配布しているところもございますが、こちらのほうでも実際使っているというか、電源を切ったりとかしているケースもございます。

こちらのほう、災害がある前の伝達について、今実際、こちらのほうを研究しているところがございますので、大雨になる前のほうでこういうLINEであるとか、そういうふうな通達のほうを、今は力を入れているところでございます。

受信機の案内については、また今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

よろしく申し上げます。先ほども言いましたが、これは戸別受信機等を配備するに当たっては財源がまた必要となりますが、国からの緊急防災による減災事業債や特別交付税などの地方財政措置はないんですか。お伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

以前、数年前に戸別受信機の導入ができないかと研究はしたんですけども、それに伴う財政措置、補助金でありますとか、交付税措置がある起債とか、そういうのが適用がなかったというところが現状としてあります。ですので、財政措置は今のところないという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5 番。

5 番（長谷川 忠 君）

財政措置ないんですか。それはあくまでも本町で出しているらっしゃるんですか。交付金は全くなしですか、現在のところも。その以後には申請をしていないってことですか、そした

ら。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

今、配備をしている防災行政無線、それと一体的に戸別受信機を導入しておりますので、現在のこの40台については、交付税措置のある起債で整備をしておりますけれども、この戸別受信機だけを導入しようとする場合には、そういった交付税措置の起債は適用にならないというものでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

ちょっと私もいろいろ調べたんですけど、最近は戸別受信機だけでも国のほうが災害に対してのあれで、受信機の購入に当たり交付金を出しているようなことを書いていたんですが、違うんですかね。

議 長（淡田 邦夫 君）

議員、どういうふうに調べたというのをちょっと具体的に説明してくれませんか。
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

私が調べた限りでは、市町村に対して戸別受信機を配置するに当たっては、緊急防災・減災事業や特別交付税や地方財政措置の活用ができるってなっているんですね。そこで地方債の充当率を100%することができ、元利償還金についてその70%を次年度に普通交付税における基準財政需要額に算入する財政措置を取っていると、そういうふううたっているんですけどね。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

先ほども申しましたけれども、防災行政無線と一体的に整備する場合の戸別受信機に対しては、交付税措置のある起債があるということでございますので、以前確認したときには、戸別受信機だけを配備する場合は、起債が適用にならないというのを確認をしておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
5番。

5 番（長谷川 忠 君）

これ、私の資料が間違っているんですかね。そういうことですか。とにかく災害が多い時期です。こういう形で希望をなさる方がいらっしやれば、まだ余っている分があるということですので、告知して貸し出すようにしていただけるようお願いして、この質問は終わります。

次にいきます。

本町の口石・佐々小学校の来年度新1年生に対してのランドセルについて。

富山県立山町は、子育て支援として、本年度から町立の小学1年生がいる家庭に、通学用リュックサックを無償提供する事業をしています。リュックサックは、アウトドアメーカー、モンベルが製作したもので、ナイロン製で約930グラムと軽く、耐久性にも優れています。保護者からも、家計が助かるとか、子どもたちからも、かっこいい、軽くて使いやすい、と好評だそうです。

本町も新入学時には大変家庭には準備するものでランドセルだけではなく、出費がかかると思います。また、ランドセルはブランド品は10万円相当もすると伺っております。安くても五、六万円。このような中、ランドセルの素材とか人工皮革や金具の高騰で、昨年より1,000円から2,000円ほど価格が上がっています。また、ランドセルには教科書はもちろん、ほかにタブレット端末や水筒などを入れなくてはならないんです。幼稚園、保育所から新入学を迎えたまだ幼き児童には、ランドセルの重さは負担になるのではないのでしょうか。

先日、島原市ではスクールリュック導入に当たり、公募型プロポーザル方式を行って3社が応募したそうです。その中でモンベル社が落札をしたとのこと。まだ本県8町には、ランドセルに代わるスクールリュックを導入した町はありません。スモールタウンとして、福祉・子育て支援のより充実をまちづくりとして、来春の新入学児童の両小学校にスクールリュック無償提供事業はできないか伺いたいと思います。

また、本町は、佐々中学校生徒にはジェンダーに対応した新しき制服導入が検討されているそうですが、保護者負担も増える中で、少しは軽減措置になるのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

議員御指摘のとおり、富山県立山町では、本年度からリュック型のランドセルを無償提供する事業が始まりました。本県においても島原市が、ランドセル支援事業としてリュック型のランドセルを小学校入学児童に無償提供する事業を、来年度から始めるということでございます。

現在、ランドセルは標準的には三、四万円と言われていますが、やはり最も選ばれるのは5万円から7万円と高額になっております。また、購入に当たっては、7月から9月には遅くとも予約が必要とも言われています。重さ的にはランドセルも軽量化がなされており、1,000グラム程度の製品もあるようですが、確かに高額でございます。しかし、ランドセルの場合は、保証が6年間、リュック式の場合は、これは1年というふうに聞いておるところでございます。また、幅、厚みが変わるとか、そういうメリットもあるということもございます。先行事例等の状況を見ながら、少し研究をしたいなというふうに思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

お聞きしたところによると、やっぱり耐久性がないということであまりよくないということですか。だから1年かそこらしかもてないとさっきおっしゃいましたよね。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

そのところが非常に不安であるといえますか、定かではないということです。今、ランドセルはほとんどの子が6年間一つで使っているということです。大体リュック型のランドセルにした場合のメリットとしては、軽い、安いということ。これは優位性は明らかでございます。ただ耐久力に不安があるということも、これはきちんとした作りにはなっているのですが、導入されてまだ日が浅いわけで、耐久力に不安があるということや、収納力や背負いやすさ、ランドセルはかなり昔からやってあるので、背負いやすさという部分ではどうなのかという部分がございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

このランドセルというのが、今現在、私なんかもこの年になりますけど、ランドセルを小学1年生のときは喜んで買ってもらって、からっていった6年間だったんですけど、やっぱりそういう思い出はあるんですけど、なおかつ今もうこうやってさっきも言ったように、耐久性だけじゃなくて軽量化ということ、そして丈夫だと、そういうふうにならなっているから、他県又は今度、今、島原市のほうですか、導入を決定して来春からは新1年生に与えると。それも結局、保護者とのあいだで好き嫌いがあるでしょうから、やっぱりうちはランドセルだという方もいらっしゃるでしょう。そういう方はまた別として、希望なされる方、こんだけ物価高騰で大変な時期ですから、少しでも家庭の軽減措置になるんじゃないかということで導入されている地区もあると思うんですよね。だから今、この新聞紙上でも取り上げて、富山県のほうでもやったりとか、九州では初めて長崎県島原市で導入していますからね。もっと考えていただけないかな。せつかくですから。佐々町って小さい町だから。それではちょっとお聞きしますけど、ことし、新入学なされた児童数は、口石小学校、佐々小学校でどれくらいいらっしゃるんですか。その対象者等がまた次年度にそれぐらい、何百人か分かりませんが、伺ったところ、1万5,000円から2万円ということでリュックサックが購入できると伺っているんですけど、そのところも教えていただければ参考にしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

今2つ言われたんですかね。（長谷川議員「はい。」）リュックサックの値段と、新1年生の何人かということですね。（長谷川議員「はい。」）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

このメーカーについてでございますが、大体1万5,000円程度というふうにカタログ価格はなっておるところでございます。

また、本年度の入学生は、佐々小学校49人、口石小学校88人ということで、特別支援学級もおりますので合計は137名ということになっております。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

そういうことで新入生がことし137名と、1万5,000円、2万円としてもそんな額面じゃ多くはないじゃないですか。町長、どうですか。導入は考えていただけませんか。教育長はこういうことでおっしゃっていますけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変いいことではないかと思うわけですが、やはり今までランドセルをしていた、そういうことで今後どうするのかと。やはり学校とか、それから父兄の方、PTAとかいろいろ話し合いをしなければならぬし、それから、どういうメリットがあるのかということ、それから値段は確かに安いわけですが、保証期間といいますか、期間があるのか、そういうことをいろいろなことで検討をしなければ、おいそれ、はいということに入れるということではできないんじゃないかと思えますし、それから、先行の事例等をよく研究をしながら、こういう方向性があれば、メリットがあれば取り入れてもいいんじゃないかと思えますけど、実際的にはまだもう少し先行事例を見ながら、状況を把握しながらやっていかなければならないんじゃないかと。すぐというのはなかなか厳しいのではないかと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

5番。

5 番（長谷川 忠 君）

若干、町長のお言葉を聞いて、可能性があるんじゃないかと思われました。確かにこういう新しいことをするときには、いろんな方面の御意見も聞きながらやっていかなければいけないというのは重々承知しております。いい方向性で少しでも保護者の方、御家族に負担がかからず、子どもさんも喜んでいただけるような形で進めていただくことを希望して、一般質問、この件を終わります。

3番目です。A I（人工知能）の活用取組について。

学校の児童生徒へ対話型人工知能（A I）の取扱い、文部科学省はデメリットとして、無制限な利用により批判的思考や創造性に影響が出る。また、個人情報漏えいや著作権侵害などのおそれがあると言っております。一方で、生成A Iを使った新たな学習方法が生まれ、自分の考えを形成するのに役立つとのこともあります。

また、A I活用で学校業務を効率化し、教職員への負担軽減措置につながるのではないかと考えられます。

本町の教育現場でのA I活用はどのようにお考えか伺いたいです。よろしくお願ひします。

議長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教育長（黒川 雅孝 君）

確かにAIについて、非常に進歩が早い状況の中で、いろいろな対応を考えていかなければいけないだろうなというふうに思っております。

ChatGPT等の生成AIの学校現場の利用については、議員御指摘のように、生成AIというのが、莫大なデータの中から最も与えられた条件に最適な回答を提供するというものでございます。最も最適であるがため、子どもたちは自ら考えることなく正解にたどり着けるといことになりかねません。そのことは試行錯誤の中から、批判的に吟味し正解を見いだす過程や、不正解ではあっても、子どもが自らの経験等を基に思考を重ねる創造性を奪うことになるかもしれません。また、出典が明らかでない文章を無許可で使った場合は、著作権侵害になる可能性もございます。しかし、生成AIの機能は便利であるということは間違いございません。今後、何らかの規制がない限り、様々な分野で普及するというふうに考えているところです。新しい技術を子どもたちが使いこなすという視点も必要と考えているところです。

どのような学習場面で利用が有効かについて、具体的な考えを現在のところ持ち合わせてはおりませんが、文部科学省が夏前をめどに策定、公表予定の生成AIの学校現場での利用に関するガイドラインを受けて、考えていきたいと思っております。

なお、6月23日に長崎新聞のほうで載っておった記事に、このガイドラインの原案を書いてございました。その中に、年齢制限や保護者同意など、利用規約を守っているかということも挙げられております。現在、ChatGPTについては、使用は13歳以上であるということ、18歳未満の場合は、保護者の同意が必要であるということの制限がかけられているところです。義務教育の場合は、14歳、中学3年生、保護者の同意となれば全員取れるかどうか、いろんな課題があるだろうなというふうに思っております。

いずれにしろ、今後、研究をこれは重ねていかなければならないことだろうというふうに思っているところです。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
5番。

5番（長谷川 忠 君）

確かに、これは文部科学省にあたっては決めかねるようなAIの著しい進歩で、大変危惧されますけど、学校教育において活用することで、メリットもあるでしょう。しかしながらこうやって難しい一面、避けては通れないですね、これは。どうしてもこういうコンピューター世界になって、ふだんから氾濫していますので、いろんな意味でこれから先、まだ懸念されることも多々あると思いますけど、教育現場としては、AIを利活用することによって、少しでも子どもさんたちにいい方向性での利用方法を教えて、指導していただければいいかなと思います。今後は、これはすごく課題だと思いますから、また度々話が出るかもしれませんので、一応、このAIに関しては国のほうもちょっと二の足を踏んでいるみたいですので、これまでにしておきたいと思っております。

では、私の一般質問はこれで終わります。

議長（淡田 邦夫 君）

以上で、5番、長谷川忠議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（10時41分 休憩）

（10時49分 再開）

— 日程第2 一般質問（永安 文男 議員） —

議長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、7番、永安文男議員の発言を許可します。

7番。

7 番（永安 文男 君）

議長の許可をいただきましたので、通告書にもとづいて、一般質問をいたします。

質問事項は、1、財政について、2、し尿等前処理施設について、3、こども政策についての3項目をそれぞれ質問いたします。

まず、1番目ですが、令和3年度の決算に見る今後の財政見通しについてお尋ねをいたします。

昨年9月の第3回定例会で設置されました決算審査特別委員会においては、新たな方式での決算書及び成果説明書により審議されまして、取りまとめも大変御苦労なされたことと思います。まとめとして、決算、新年度予算といった今後の財政運営に向けて、翌年度へのよりよい成果が上がることとして決算認定がなされました。

そうした中、重要課題の4大事業の計画が次々と実施に向かいつつあるとき、近年の財政状況に懸念を感じられているような意見が多く見受けられることがあります。町長は、この4大事業に対し、財政的な負担もあり、職員みんなで一致団結して乗り越えていかなければならないと言われております。これら総合的な見地から、今後の財政見通しについて、財政主要指標等を交えてのお考えをお伺いしたいと思っております。

議長（淡田 邦夫 君）

町長。

町長（古庄 剛 君）

財政の今後の見通しということでお話になりました。先ほどお話がありましたように、4大事業ということで、たくさんの大きな事業を抱えておりますので、一時的にはかなり厳しくなるのではないかと予測しているわけですが、一応、過去3年間の財政の主要の指数でございますけど、令和3年度の決算に係る主要な施策の成果説明書に記載しておりますとおり、財政力指数については、令和元年度が0.53、令和2年度が0.57、令和3年度が0.55となっております。近年は0.5台で推移をしているということは御存じだと思っております。

また、経常収支比率についても、令和元年度は、法人税割の増収が大きく影響いたしまして80.7%、令和2年度は、普通交付税の減が大きく影響いたしまして104.5%、令和3年度は、普通交付税及び臨時財政対策債の増が大きく影響いたしまして80.3%となっております。いずれも年度の特異要因が大きく影響しまして、通常年度とは違った比率ということになっているわけでございます。

財政のいろいろな健全化の判断比率に用いられる実質公債費比率でございますけど、これについては、令和元年度が8.9%、令和2年度と3年度は8.7%となっております。近年は8%

の後半で推移しているということでございまして、また、将来の負担比率につきましても、令和元年度はマイナスの99.7%、令和2年度はマイナス78.0%、令和3年度はマイナス96.2%となっておりまして、いずれもマイナスの数値で推移しているわけでございます。

本町では、下水道事業、特に雨水事業に取り組んできておりまして、多くの町債を発行してきたことから、この償還に充てる費用が大きいことが、実質公債費比率の類似団体より高い要因となっているのではないかと今考えているところでございます。

どちらにしましても、本町の健全化の判断比率については、全て法令が定める基準を下回っていますが、今後、町債の残高とか、特に4つの大型事業が、先ほど申しましたように、はじめとする将来負担の動向には注意しながら、様々な財政の指数とか財政の見通しなどを踏まえながら、財政の構造が硬直化しないように健全な財政運営に努めていく必要があると考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

今、町長から経常収支比率が80.3%、それから財政力指数は数値が0.550で、おおむね良好な数値を示しているということで、ほぼ問題はないようなことの発言がありました。確認もいたしました。健全化判断比率では、実質公債費比率が8%台後半で推移、将来負担比率はマイナスの数値で、基準的には問題ないということで確認をいたしました。今後どのように推移していくかというのを見ていかなければならないというふうに思います。健全化関係では、今度は硬直しないように注視しながらやっていきたいというお話でございまして、この4大事業を進める上において、いろんな心配な向きがあるというふうな御意見等もあっておりますので、その辺の部分については十分、広報等でお示しいただきながら対応をいただきたいというふうに思います。

次に、財務4表の概要ということで書いておりますけれども、作成された4表の概要、今、町長から話を伺いましたけれども、今、内容的なことを伺えればというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

財務4表の概要ということでございますけれども、令和3年度決算の貸借対照表では、資産総額が302億3,000万円、負債総額が52億3,000万円となっておりまして、資産が負債を250億円上回っていることとなります。

また、住民1人当たりの資産額は215万円、1人当たり負債額は37万円となっているところで

す。行政コスト計算書では、純行政コストが68億5,800万円、住民1人当たり行政コストは49万円となっています。

純資産変動計算書では、純資産が1億5,800万円減少しまして249億9,900万円となっています。

資金収支計算書につきましては、業務活動収支では、税金等の収入が9億1,800万円増加したことなどによりまして、8億6,700万円となりました。

また、投資活動収支では、基金取崩しに対して基金積立てが上回ったことによりまして、マイナス8億6,600万円となっております。

財務活動収支では、地方債発行収入が地方債元金償還を2,700万円上回りました。

この財務4表、財務諸表から見た場合、住民1人当たり負債額は、類似団体平均を大幅に下回っておりますけれども、今後数年間で大型事業の実施に伴う地方債の大幅な増加が見込まれますので、この大型事業以外の地方債の発行抑制でありますとか、基金への積立てなど将来の償還に備える必要があると考えております。

また、住民1人当たりの行政コストについても、類似団体平均を下回ってはおりますけれども、毎年この微増が続いている状況でありますので、今後も社会保障給付の増加が見込まれますので、経常経費である人件費や物件費などの抑制に努めまして、行政コストを圧縮していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

すみません、大きな数字を申し上げられてなかなかイメージが湧かないのではなかろうかというふうに思いますけれども、4表についての総括的な説明があったわけですが、自分なりに判断をいたしますと、資産については、将来の維持管理や更新の支出が伴われるものであるから、今後、公共施設の適正管理が大事であるということ。それから、行政コストの状況では、やはり経常経費の人件費、物件費の抑制を努めなければならない、削減に努めなければならないと。それから負債の状況では、今後数年間で大型事業、4大事業等を行うことによって、地方債が大幅に上がってくるので、そういうふうなほかの事業関係を抑制せんばいかんというようなところとか、基金積立ての関係を充足していかなきゃいけない、将来の償還に備える、そういうふうな計画立てた財政運営をしていかなければならないというふうに理解をいたしておりますけれども、今後、将来的に厳しい財政運営が予想されるというようなことは今のお話で分かりましたけれども、これが4大事業を起こすことでいろんなことに影響を与えないというふうに理解してよろしいということで、確認ですけど、いいわけですよ。

そういうふうなことを考えていきますときに、第7次佐々町総合計画で課題が示されているわけですよ。こういうふうにしなきゃいけないというふうなことで。それで書いてあることは、総合的かつ計画的な判断に基づく公共施設の改修等の取組、それから事務事業についても見直しを要するというふうなことで掲載されているわけですが、この分で行動指針というのが今お話しされた中で、こういうふうなことを財政的にも財政運営的にもやっつけなきゃいけないというふうなことで、6つの項目が個別計画が示されているわけですが、この6つの個別計画と関連づけた対応はどのようにされるかということをお伺いしておきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

第7次佐々町総合計画の中での歳入の適正な確保と計画的な財政運営を通じまして、健全で自立した財政基盤が確立されているまちというのを、目指す姿として財政健全化について触れております。

先ほど申されました6項目、まず1つ目が、適正な賦課徴収と納税意識の啓発としておりまして、これは課税客体の適正な把握でありますとか、納期内納付、口座振替を推進していくと

いうことでございますけれども、具体的には本年度、口座振替のウェブ申込みを導入することとしております。

2つ目の資金運用による歳入の確保につきましては、資金管理方針に基づきまして、安全性を最優先としつつ、流動性の確保、効率的な資金管理運用に努めていくこととしております。

3つ目は、効果的な予算の編成及び運用としておりまして、最小の経費で最大の効果を出していくということを原則としながらも、毎年度の予算編成に基づきまして優先度を考慮した予算編成を行っているところでございます。

4つ目につきましては、経常経費の削減と補助金などの見直しとしておりまして、行政事務の効率化はもちろんのこと、改善の余地があるものは節減を図りまして、補助金等に関するガイドラインに基づきまして、毎年度の当初予算要求時期に補助金の検証や再点検を行っているところでございます。

5つ目は、公共施設等の有効活用と適正管理としておりまして、公共施設等総合管理計画に基づきまして、長期的な視点を持った更新、統廃合、長寿命化を決定し、資産管理を行っていくということにしております。具体的には、各施設ごとで個別施設計画、又は長寿命化計画をそれぞれ作成をしておりますので、そちらのほうに具体的な対応方針を定めております。

最後に6つ目は、遊休町有地の活用としておりまして、将来的に町での利活用がなく保有する必要のない町有地につきましては、積極的に売却を行い、また当分供用予定のない土地や売却が困難な土地については、短期貸付けを行って有効活用を図ることとしております。

具体的に本年度は、売却可能とした遊休町有地につきまして、現在、不動産鑑定評価委託などの払下げに係る事務を進めているところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

6つのそれぞれ対応について述べていただきましたけれども、まず、公共施設関係の部分について、それぞれ個別計画がなかなか、40年間の将来的な個別計画あたりがなかなかどういうふうになっていくのかという具体的な状況が判断しづらいんですけれども、その辺のことについて、もう少しこの公共施設のまとめ方といいますか、結局たくさんある施設あたりを集約しながら体制していかなくちゃいけないというようなことの具体的な話を説明していただきたいということと、それから、遊休町有地の今の状況が説明なされたわけですけども、その分についてどのように進捗、今進んでいる中で何個かそういうふうな大きな遊休町有地というのがいっぱいあるわけですけども、そういう部分については、進捗率といって早くそういう対応を取っていかないと、財政に占める割合というのが厳しいんじゃないかと思っておりますので、その辺の進捗がもう少し早くできないかということ、その辺の具体的な話をお伺いさせていただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

まず、1つ目の総合管理計画の部分でございますけれども、まず、総合管理計画に記載しておりますのは、全体の方針というところでございまして、その全体的な方針というのが、40年間で少なくとも町有施設の床面積を20%削減を目指していくというのが、全体的な方針の1つ

目というふうになっております。

2つ目は、統合・廃止の検討ということで、町有施設の更新時期に合わせて、統合であったりとか、廃止を検討していくというところでございます。

3つ目については、点検、診断、維持管理、修繕、更新の実施方針というところで、ここについては、それぞれの個別施設計画の中で方針を掲げておるところでございます。

以上のような総合管理計画につきましては、全体的な方針を定めておまして、個別の分については、それぞれの施設の個別施設計画に記載をしておるところでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

先ほど御質問がありました遊休町有地に関する事務でございますが、税財政課長が先ほど答弁いたしましたとおり、現在、事務を進めているところでございます。

今後につきましては、そのスピードを早めまして、なるべく早く事務が進むように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

総合管理計画の関係では、公共施設の個別計画がまだ、それぞれの担当課で対応されるということで、具体的な話がよく分からないんですけども、やはり全体的な方針を示されたと、このあいだ改訂された部分等があったわけですけども、その分について具体的に施設が老朽化している分なんかをどういうふうに関減らして行って、あと残していく分を維持管理、修理していくのかとか、そういう具体的な話っていうのはいつ頃出るのかということを再質問しておきたいと思っておりますけれども。

あと遊休町有地の関係というのは、スピードを持って対応するということですけども、前々の時代から、なかなか佐々町たくさん遊休地があっても、なかなかそれが財政的に反映できないで、そのまま塩漬けの状態といいますか、そのまんまになっているものですから、やはりそういう部分の解決策として早く対応を、今スピード感を持って対応するというようなお話でしたので、その分については注視して見ていきたいというふうに思います。

今、主要指標とか、それから財務4表、それから総合計画での行動計画等の説明を受けたわけですけども、先ほどから言います大型4大事業の大型が今実施される中で、総合的に総括的に財政がどうなっていくんだという、町長の、全般的なことで結構ですので、そのお考えを総括的に伺いをいたしたいというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今お話に上がっているのは、中長期的にどうなるのか、財政的に厳しくなるわけでございますけど、令和3年度と令和4年度の決算見込み、それから令和5年度の当初予算額というのを

基礎にしながら、今後見込まれる増減の予想を今、一応推計をしているわけでございますので、今後は令和5年度から令和9年度、5年間の期間の試算を今行っているところでございまして、歳入においては、地方税とか地方交付税などの一般財源というのは、ほぼ横ばいに行くのではないかと考えているところでございます。歳出において、人件費とか扶助費の増加を見込んでおりまして、公債費については、今後見込まれる発行分の償還額を加算しながら推計をしてやっているわけでございます。

どちらにしましても、投資的経費について、先ほどお話ししましたように、庁舎建設事業、それからクリーンセンターの基幹的設備改良事業、それから給食センターといろいろな大型事業がたくさんはまっておりますので、令和4年度から令和7年度までは高い水準になるのではないか、投資的経費はなるのではないかということを考えておりまして、大型事業の実施によりまして、地方債というのが現在高としましては、令和8年度がピークになりまして、公債費の償還というのが、令和11年度がピークぐらいになるのではないかと、今の予定ではそういうことを考えておりまして、期間中には基金の取崩しとか、収支の不足を補いながら財政運営が余儀なくされるということで、基金残高につきましても、令和9年度は、現在の今ある基金の4割程度になるのではないかとこの見通しをしているところでございます。

どちらにしましても、大型の主要事業がこの5年間に集中しておりますので、厳しい財政運営というのは見込みでございまして、自主財源の確保とか事業の見直しを行いながら、財政運営は努めていかなければならないと考えているところでございまして、住民の皆様方のサービスを維持しながら、主要事業を最優先しながら実施していくということと、それから後年度への繰延べの可能な事業については、財源の見通しを考慮しながら、年次計画については考えていかなければならないという必要があるのではないかと考えておりますので、そういう方向性でやっていかなければならないと。

それから、先ほどお話がありましたように、今後、老朽化施設、公共施設等の補修とか保全、修繕とか、それから社会保障費の増加というのも対応していくためには、基金の積立てというのが現状では十分ではなく、今後も積み立てていく必要があるということで、歳入の見積りとか基金の状況を見ながら、持続可能な財政運営というのは、我々としましてもやっていかなければならないということで、これは職員の皆さんと一緒に、健全財政には努めていかなければならないと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

今、この大型の4大事業を行うに当たって、今後、将来的な財政運営が大丈夫なのかというようなことでお尋ねをずっとやってきたわけですがけれども、今町長の、先ほどからの第7次佐々町総合計画で掲げてあります課題と、それから6つの行動指針、そういう部分に対して十分な職員と一緒に、対応していくというようなお話でしたので、この5年間で勝負で、11年度がピークということで、大変な財政状況になってくるというふうな懸念もやはり持っておられる方が、当初に申し上げましたように、いろいろと財政力指数、それから経常収支比率の問題とか、いろいろなことで心配をされているということで、こういうふうなことが心配にならないように今後、行政サービスに支障を来さないように町長の手腕を発揮していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

し尿等前処理施設建設事業についてということで、何年も前からこの案件がやっと具体化するという運びになって、よりよいものが早く完成しますようにという願いを持っているもので

ございます。

この前、工事に係る地元説明会が開催されましたが、その状況とその後の経過ということでお尋ねをいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

し尿等前処理施設の建設事業につきましては、6月2日の総務厚生委員会、それから6月9日の産業建設文教委員会で、進捗状況を御報告させていただいたところでございます。

ここに至るまで何度も地元の説明会とか、先進地視察研修を実施させていただき、また、コロナ禍においてもチラシを作って地元の町内会に配付したり、町内会長の皆様にも御協力、御協議をいただきながら、地元の皆様に施設建設への御理解をいただけるように、我々としても誠心誠意、努力をしたわけございまして、それから地元の方の御協力をいただきまして、大変申し訳なかったと思っております。

これまで、バキューム車の搬入ルートの問題とか、臭気、騒音、それから振動の対策、環境保全協定など多くの課題がございましたが、おかげさまをもちまして5月17日と21日に開催いたしました地元説明会におきまして、一定の御理解をいただいたところでございます。

総務厚生委員会、産業建設文教委員会に報告したあとの現時点の状況といたしましては、6月20日に、地元4町内会との環境保全協定の締結を完了いたしまして、令和6年10月末の完成を目指して今進めているところでございますので、今後とも皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

町長がお話しになったように、多くの課題があった部分もそれぞれの協議の中で解決されて、6月20日に地元4町内会との環境協定が締結されたというお話でございます。地元、小浦の皆様方の御理解と御協力をいただけたということは何よりというふうに思っております。今後、供用開始に向けて頑張っていたきたいというふうに思います。

次の項に、環境についてということで書いておりますけれども、土地利用の関係で、地域の環境を整えることがあれば、それはやっていかなければならないことだと、以前からそういうふうなことが言われてきたわけですが、付近の環境的なことが、気になることがちょっとあったものですから、ここに入れさせていただいております。直接的なことではないとお叱りを受けるかもしれませんが、このことについては、このし尿等前処理施設の話が出てきた、平成30年の6月定例会でも、私は一般質問で、この付近の環境整備に関してお尋ねをいたしております。そういうふうな関係で、再度申し上げるのは恐縮なんですけれども、外周の排水路の土砂堆積がひどく、不衛生な状況というようなことで、それからもう一つは、場所的に陰になる部分ということで、不法投棄が多く見受けられる場所でもあります。こういうことで環境にどうかと思うところがありますので、このことについて、町長はどう考えるかだけ、そのことだけお尋ねをしていきたいと思っております。お願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

地元説明会のときには、確かに以前から町の要望ということで、地元が抱えている問題などの対応という御質問を伺っております。しかし、これはなかなか住民の方が参集をして御意見を伺う機会がないものですから、地元説明会でお尋ねされるものがたくさんありまして、し尿等前処理施設に対するものではなく、町内会全域のほかの町内会での要望と同様なものということで認識をしておりますので、特別に、施設の近隣の環境整備が必要ということとは考えていないわけでございます。

先ほど不法投棄についてもお話がありました。不法投棄については、現地を確認しながら、町としまして適切に対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

それぞれ町内会全部の、町長は全体の町内会の環境的な問題、いろんな課題を解決していかなければならない立場ですので、その場所だけ、地元町内会と協議をするときには、パーティーでその部分だけをこうしてほしいとかいう話はなかったんですけども、それは分かっているんですけども、ああいう現実の状況として、やはりそういうことにも気にかけていただきたいなと思ひまして、ここでお話をさせていただきました。近接な部分ばかりではないということは十分承知をしておりますので、今後ともそういう時々の対応については、地元の環境、地元のことを考えるのであればそういうことにも配慮、気にかけていただきたいという思いだったということだけお伝えさせていただきます。

次に移ります。

3項目めのこども家庭庁、こども基本法の施行によるこども政策についてということでお尋ねをいたします。

佐々町は、令和2年に策定された第2期子ども・子育て支援事業計画、この計画において、乳幼児の保育・教育、子ども・子育て支援事業に加えて、子どもの貧困対策など、地域の子育て支援の充実を図るべく、多くの施策を行っているということですが、この子育て満足度は、79.1%と高い数値を示している状況にあるということです。多世代包括支援センターや子育て世代包括支援センターの業務の成果ということで、子育て支援体制が充実されることによって功を奏しているのではないかというふうに思っているところです。今度は、御存じのとおり、国はこども家庭庁の創設により「こどもまんなか社会」の実現として、いろいろ取組が求められることになりました。

そこでお尋ねですが、こども基本法で示されるこども計画を策定する、これが努力義務になっておりますけれども、この計画を作成するというふうに考えられているのか。また、総合的な子育て支援として、新たな施策を講じる考えはあるのかということをお尋ねしておきたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

令和5年4月1日に施行されたということで、こども基本法の第10条において、都道府県、それから市町村は、こども大綱に勘案しながら、当該自治体におけるこどもの施策について、

こども計画を定めるように努めなければならないということになっているわけでございます。努力義務である、こども計画の策定というのは、現在、国では策定されているこども大綱を勘案しながら策定することが想定されておまして、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして作成できるものとされているわけでございます。

現在、本町で策定しています第2期子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの計画となっております。次期計画書の策定は、来年度、令和6年度に策定を予定しているわけでございます。

御質問の総合的な子育て支援として、新たな施策を講じると考えてございますが、次期計画策定に向けて、町内の子ども・子育ての状況とか、幼児教育、地域の子育て支援の利用希望者などの調査を行いながら、これまでの施策を検証しながら、新たな事業展開を検討していかなくちゃならないと思っているところでございまして、また、現在策定中の保健福祉総合計画の中でも、子どもとの関わりについて切り離すことができませんので、それをあわせて高齢者の福祉とか、それから障がい者の福祉のみならず、児童福祉の分野にもあわせて取り入れた事業というのを組み合わせるように、計画策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

今までの子ども・子育て支援事業を検証して、新たな事業展開を検討していくというようなお話でございました。それぞれ佐々町は、子育てするなら佐々町ということで、この子育て応援ブックというのを出されておりますけれども、こういうふういろんな子育て支援に関するたくさんの施策がなされております。そういうことで、まだほかにも子どもの居場所づくりの問題、いじめの問題、それから障害児支援体制の整備の問題、育児保育の問題といった、まだまだ力を尽くさなければならない部分がたくさんあるというふうに思います。そのことを町長、今新たな事業展開をしていく中で、そういうのを加味しながら計画書に盛り込んで対応されていくというふうに理解いたしましたので、今後、期待をしておきたいということでございます。

この前からこども基本法、こども家庭庁体制のこどもの意見の反映というのが中身に組み込まれているわけですが、この取組として、こどもの意見もさることながら、子育ての当事者の意見、親御さんたちの意見等も取り込んで、そういうふうな政策をつくっていかねばならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、この前から子ども・子育て会議というのが答申に出されたりして、いろいろと子育て関係の部分で協議された結論をお聞きしておるんですけども、この医療的ケア児の問題、それからふるさと教育の在り方、こういう問題が提起されておりましたので、この辺のことをどういうふうに展開されるのか。もし内容的に固まっておればお知らせをいただきたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

令和5年4月1日に施行された、こども基本法の第11条において、地方公共団体、教育委員会も含まれるわけでございますけど、こどもの施策の策定、それから実施し、及び評価するに当たって、こどもの施策の対象となるこども又はこどもを養育する者やその他関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるべきものということとされておるわけでございます。こ

ども施策には、やはり子どもの健やかな成長に対する支援策、又は目的とする施策を加えながら、教育とか、それから雇用施策とか、医療施策など幅広い施策が含まれるわけでございまして、よって、住民福祉課とか、それから多世代包括支援センターを中心に、やはり全庁的に各課の該当する事業計画に対して、子どもや若い人から意見を聴取しながら、それをどのように反映するのかということを検討する必要があるのではないかと考えているわけでございます。

意見聴取に当たっては、やはり小中学校との連携も必要と考えますが、子どもや若者にとって身近なSNSを活用しながら意見聴取も想定されるわけでございまして、こどもの施策の内容とか目的に応じながら、様々な仕様を組み合わせながら、多様な子どもさんたちの考えがあるわけでございますので、意見の聴取をしていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

7番。

7 番（永安 文男 君）

子どもの声を聴くということを大事に取り扱っていかなければならない国の施策というふうに理解しておりますので、今町長から話がありましたように、子どもの意見聴取で、目的に応じて子どもの考えを組み込みながら政策に反映させていくということで理解してよろしいかと思えます。

佐々町では、これまで3回ほど子ども議会というのを開催されてきておるわけですね。この子ども議会あたりで、子どもの意見聴取というのは関係性が取れるんじゃないかなということをお考えしたので、このことで話題にさせていただいておりますけれども、平成27年2月1日、それから平成28年1月31日、それから平成30年8月29日の3回で、自分たちのふるさと佐々町を少しでもよくしたいという思いで、いろんな項目でまちづくり、町長に対して質問があったわけですが、これまでは教育委員会と議会サイドのこういうふうな主催の側面だったんじゃないかというふうに思っておりますけれども、今、このこども政策が新しく展開される時期、この機会に直接的に子どもの声をまちづくりに反映させる、まちづくり担当の企画商工課とか、それから子ども・子育ての関係の直接の担当、福祉の担当とか、それから多世代包括支援センター、そういうのが一緒になったところでの子ども議会というようなことを直接主催するやり方はどうかということ、検討していただければなと思って話題にしているところですが、一応視点を変えた子ども議会の開催ということに対して、町長どういふふうにお考えかをお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

子ども議会は、先ほど永安議員がおっしゃったように、過去3回ほど議会の主催で開催されているということでございます。これまで開催されました子ども議会は、高学年の子どもとか、中学生という人数が限られたものではなかったかと思っております。

今後の取組といたしましては、広い年齢層と多くの子どもの意見を聴くことが必要と考えますので、子どもの意見を聴きやすい場を提供できるような検討、聴きやすいというような場をどうするのか、提供できるのかということ、十分検討をしながら、町としては考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
7番。

7 番（永安 文男 君）

いろいろ過去の子ども議会の関係を見ますときに、町長に対するいろんなまちづくりの要望等が出ておった経過がございます。こういうのを取り上げた中で、やっぱり子どもの目線でまちづくりというのは大切じゃないかなというふうに考えておりますけれども、貴重な意見をどう思うというような話だけで終わるんじゃないなくて、子どもの意見を尊重した政策に反映させるという「こどもまんなか社会」の実現に向けて取組が進められていきますことを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、7番、永安文男議員の一般質問を終わります。
しばらく休憩します。

（11時37分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第3 議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例の一部を改正する条例） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
これから議案の上程を行います。
質疑、討論、採決の順で進めていきます。
日程第3、議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第32号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

それでは、議案に入ります前に資料のほうで御説明を差し上げたいと思います。

今回、資料を4種類御用意しております。

まず、資料①、右肩上に資料①としている資料でございますけれども、こちらは改正の根拠ということで法律の改正の理由、それから条例改正の概要のところは、これは税条例の順番で記しているものでございます。

それから資料②、右肩の資料②をお願いいたします。こちらが条例改正の税目ごとで概要を記しているものでございます。今回、この資料②に基づいて御説明を差し上げたいと思います。

資料②の1ページからです。

まず、今回の改正の大きな1つの中に、森林環境税の導入に伴う改正ということで、町民税関係になりますけれども、これにつきましては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、国において森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が、平成31年に公布されております。それから、森林環境税法施行令が令和4年に整備をされております。

この森林環境税につきましては、令和6年度から課税ということで、令和6年1月1日の施行となっております。国内に住所を有する個人を納税義務者として、税率は年額1,000円となっております。

その賦課徴収は、市町村が個人住民税と併せて行うということになっておりますので、今回、税条例の改正が必要となっております。

1ページ、次のひし形ですけれども、第34条の9第2項につきましては、還付規定、充当規定が森林環境税の導入に対応したものの改正ということになっております。

次の2ページをお願いいたします。

2ページ、第38条第1項、第3項でございますけれども、第3項は新設ということで下に記載をしております。第38条第3項、森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収するという条文が新たに新設ということになっております。

次の第41条、これについては、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額との合算額を追加する改正となっております。

次の第44条第1項、第3項、第5項、第6項というところですが、これについては、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む改正ということになっております。

2ページが一番下ですけれども、第47条第1項、第2項ですけれども、これは給与所得に係る特別徴収税額が、特別徴収の方法によって徴収されなくなった場合の、個人住民税及び森林環境税に係る過誤納付金に係る改正ということになっております。

3ページをお願いいたします。

一番上ですけれども、第47条の2第1項、第2項のところですが、これについては特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額、均等割額に森林環境税を含む改正ということになっておりまして、次の第47条の6第1項、第2項については年金所得についての給与所得に係る繰入れと同様の改正ということになっております。

ここまですべて森林環境税に係る改正ということになっております。

3ページが一番下段です。

次に、町民税関係でございます。

第36条の3の2第2項が新設、第36条の3の2第3項から第6項ですけれども、これにつきましては、給与所得者の扶養親族等申告書、これが、前年に提出した申告書と異動がない場合には、記載の簡素化が図られるというところでの改正ということになっております。

続いて、4ページをお願いいたします。

4ページ一番上、第46条ですけれども、これについては、給与所得の特別徴収税額、ここの納付書の様式が新設されることに伴う改正となっております。

それから、次の附則第8条第1項、これについては、肉用牛の売却による事業所得、免税対象飼育牛ですけれども、これについての適用期限が、令和9年度まで延長されたことに伴う改正ということになっております。

続いて、附則第17条の2第1項、第2項のところですが、長期譲渡所得の課税の特例、

これについての適用期限が令和8年度と延長されたことに伴う改正となっております。

4ページが一番下ですけれども、法人の町民税の申告というところで、第48条第1項、第5項、第50条第1項、第2項ですけれども、これは法人市町村民税の納付書の様式が新設されたことに伴う改正となっております。

続いて、5ページをお願いいたします。

固定資産税関係になりますけれども、まず附則の第10条については、固定資産税等の課税標準の特例で、令和3年度改正で、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例が、令和5年3月31日で終了したことに伴う改正ということになっております。

それから、次の附則第10条の2第3項から第25項については、項ずれに伴う対応ということになっております。

5ページ一番下ですけれども、附則第10条の2第27項、それから附則第10条の3第12項、いずれも新設ですけれども、これは改正マンション管理適正化法が税制改正であってありまして、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、翌年度の建物に係る固定資産税額を、3分の1を参酌して条例で定める割合で減額する制度が導入されたということで、本町では3分の1の減額という規定を設けております。

それから、6ページをお願いいたします。

6ページは、附則第10条の3第13項、第14項は項ずれ、それから附則第10条の4第2項、第10条の5第2項、第10条の6、これは新設ですけれども、新設のところについては、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告というところで、これが新設になっております。

6ページが一番下からが軽自動車税関係になります。

まず、第82条の1号のエというところでございますけれども、ここでは原動機付自転車に係る「三輪以上のもの」の規格の改正がされたことに伴いまして、特定小型原動機付自転車、電動キックボード、これが除外されまして、税率が2,000円になるというところでの改正になっております。

続いて、7ページが一番上ですけれども、附則第15条の2と附則第15条の6第3項、これについては、環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定が削除されることに伴う改正となっております。

それから、附則第15条の2第4項と第16条の2第3項、これについては、一部メーカーにより燃費・排ガス試験不正があっておりまして、これを受けまして税制改正では、納付不足額を徴収する際の加算割合が現行10%ですけれども、これを35%に上げるという改正になっております。

7ページが一番下ですけれども、附則第16条、第16条の2第1項、これはグリーン化特例の適用期限が3年延長、25%軽減対象は2年間ですけれども、延長されることに伴う改正ということになっております。

最後、8ページをお願いいたします。

町たばこ税関係ですけれども、ここについては、納付書の様式が新設されることに伴う改正ということになっております。

続いて、資料3をお願いいたします。

A3の折り込みでございますけれども、ここが個人の町民税の均等割と森林環境税の税率というところの年度分ですけれども、現在、令和5年度のところでいきますと、町民税関係が3,000円の均等割と個人の町民税の税率の特例というところで500円が加算された3,500円ということになっております。

中段が県民税ということで、均等割が1,000円、それから税率の特例ということで500円加算

で、更にながさき森林環境税条例が、これが令和8年度まででございますけれども、500円加算されて2,000円ということになって、現在5,500円。

それが令和6年度にいきますと、その500円加算のところの一部なくなりまして、その代わりに森林環境税の国税が1,000円になりますので、令和5年度、令和6年度では変わらず5,500円ということになります。

続いて、最後、参考資料としております資料をお願いいたします。

これは総務省の資料から抜粋したものでございますけれども、まず1ページが森林環境税の制度設計というところで、左側の少し網かけがしてあります国税というところで、森林環境税1,000円、これが都道府県を通じまして国に納付されるようになります。それを国が森林環境譲与税ということで、県と市町村に譲与されるという仕組みになっているものでございます。

この資料の3ページをお願いいたします。

3ページには先ほど御説明しました、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の創設ということで、固定資産税関係でありますけれども、ここに対象となるマンションの要件というところで、こういう要件に合致するマンションが減額措置の対象となるというものでございます。

それから、5ページをお願いいたします。

5ページ、特定小型原動機付自転車、軽自動車税関係でございますけれども、道路交通法の一部改正によりまして、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード、これの税率が2,000円になるというものでございまして、下のほうに一定の要件を満たすということで記載がっております。

それでは議案のほうに戻っていただきまして、議案の1ページをお願いいたします。

佐々町税条例の一部を改正する条例。

佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

新旧対照表の中身につきましては、先ほど御説明差し上げたとおりでございますので割愛をさせていただきます。

最後の24ページ、25ページをお願いいたします。

最後の附則でございます。附則。施行期日。第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、第1号が令和5年7月1日からでございますけれども、これは特定小型原動機付自転車に係る改正の部分でございます。

第2号については令和6年1月1日からというところで、ここについては、主に森林環境税に係る改正の施行期日ということになっております。

第3号が令和7年1月1日からというところで、ここは給与所得者の扶養親族申告書に係る改正ということになっております。

第2条は、町民税に関する経過措置、第3条が固定資産税に関する経過措置、第4条が軽自動車税に関する経過措置ということになっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

森林環境税の説明がありました。森林環境税のいわゆる納税義務者というのが、この一番最後の第32号、この資料で見ると6,200万人となっていますが、これは世帯数なんでしょうか。要するに納税義務者というのは世帯主だけなのか、それとも全町民なのか。納税義務者の範囲とこのを教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

先ほど資料②の最初に申し上げました資料②の1ページを御覧いただきたいと思いますが、その最初に森林環境税は令和6年度から課税されますというところの次ですけれども、国内に住所を有する個人を納税義務者としておりますので、世帯ではなく個人ということになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

そうすると、例えば4人家族の場合は4,000円と、子どもも含むということなんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

ここは住民税と似たような課税にはなりますけれども、具体的には森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第4条に非課税というところがございます、その中に障がい者の方であったり未成年者の前年の合計所得が135万円未満の方とか、未成年者は基本的には非課税ということになります。あと、生活保護法を受けている方とか、そういう方もこちらのほうに記載してありまして、非課税ということになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

改めて確認ですけども、そうすると、要するに、今、町民税を納めている方というふうに考えればいいのでしょうか。おおむね。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

御質問のとおり、おおむね町民税の方と似たような方が納税義務者ということになるかと思えます。本町では、住民税の均等割を納めている方が約7,000人おられますので、おおむね7,000人の方が森林環境税の均等割の税率の適用になるかと考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第32号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第4 議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第4、議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第33号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

議案第33号でございますが、主要な改正項目について資料のほうを基に説明のほうをさせて

いただきたいと思えます。

クリップ留めしております資料のほうを御覧ください。

資料上段の改正の経緯については、議案書の専決処分理由と同様となるので割愛のほうをさせていただきます。

資料中段の改正の概要ですが、表真ん中の対応する法令で、下線を引いております地方税法施行令第56条の88の2が、後期高齢者支援金等課税額の限度額、その下、令第56条の89が、減額措置の軽減判定所得に関する規定、こちらのほうが改正されておまして、条例（対応条文）欄の記載のとおり佐々町国民健康保険税条例の対応する第2条、それから第21条のほうを改正させていただいております。

それから、改正の内容としまして、表の下に書いておりますけども、後期高齢者支援金等課税額の限度額が20万円から2万円引上げられ22万円となっております。

また、低所得者層の軽減措置について、5割軽減の判定所得が改正前28万5,000円が5,000円引上げられ29万円に、2割軽減の判定所得が、改正前52万円が1万5,000円引上げられ53万5,000円となっております。

こちらの改正理由としましては、国のほうでの審議、検討の結果となりますけども、課税限度額については、被保険者間の税負担の公平性の確保、それから中間所得者層の税負担の軽減を図る観点から引上げがされております。

軽減判定所得についても同様で、国のほうで審議、検討された結果となりますが、賃金水準が上昇しておまして、低所得者層でも所得増というのが見込まれておりますが、現在の物価高騰等の経済動向を考慮した際に、この所得増の影響で軽減が外れてしまうのは税負担が過重になるということで、前年度まで軽減に該当された同所得水準の世帯が、引き続き軽減に該当されるように、5割と2割になりますけども、判定所得の拡充がされているものです。

次に、議案書のほうを御覧になっていただきまして、1ページのほうをお願いいたします。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

めくっていただきまして、2ページのほうをお願いいたします。

資料のほうで御説明しましたとおり、後期高齢者支援金分の課税限度額の引上げのほうを第2条のほうで改正をしております。

あわせて、その下の第21条ですけども、こちらのほうが国民健康保険税の減額の規定をしているところになりますが、こちらのほうにも限度額の記載がございますので、こちらのほうもあわせて改正のほうをしております。

それから、2ページの後段から3ページ中段にかけて軽減判定所得に係る規定になります。

3ページの上段、5割軽減の判定所得の改正前が28万5,000円であった部分を改正後29万円に、その下、3号の規定で2割軽減判定所得の改正前52万円であったところを53万5,000円ということで改正のほうをしております。

以上が主要な改正事項となりますが、そのほか3ページ後段から11ページまでの改正事項については、引用指定条項のずれ、それから制度改正に伴う文言を改める改正を行っております。

最終ページの12ページのほうを御覧ください。

附則になります。施行期日を令和5年4月1日、改正規定の適用を令和5年度以後と規定しております。

説明については以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

総務厚生委員会でも調査させていただきました。今回、第21条の低所得者世帯の軽減判定見直しについて確認をさせていただきたいと思っております。

内容につきましては、説明いただいたとおり現状の経済動向、物価高騰等を考慮して、賃金水準の上昇に伴った税負担が増える事態は望ましくないという判断での改正ということで、現状にタイムリーな改正であるというふうに認識しております。

委員会でも確認させていただいた、本町は5割軽減259世帯と2割軽減182世帯の441世帯ということでございますが、令和5年度の見込みとしまして、それぞれ5割、2割軽減世帯のおおむね16世帯、15世帯増の31世帯増になる見込みであるということも理解している次第でございます。

何を確認したいかということ、現状確認としまして、いわゆる私も元職として担当もしておりましたので認識はしておりますけれども、それから11年ほどたっておりますので、現状がどうなのかということ、再確認をさせていただきたい。未申告者が含まれる世帯については、軽減対象から外れるというふうなことで私は認識しております。県からも厳しく指導されて、何しろ未申告世帯を減らさないということで指導を受けながら対応してきたというふうに認識しております。

何を聞きたいかと申しますと、事案として、申告すれば軽減対象になられる世帯があるのではないかと、これを危惧するということで確認をしている次第でございます。

まず、第一に未申告者がいる世帯については、軽減対象から外れるのかという点が現状でも変わらないのかという点を、1点。また、現状の未申告世帯はどれぐらいあるのかというのを確認させていただきたい。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

未申告の方が世帯にいらしたケースですけど、議員御質問のとおり判定するための所得というのが明確になっておりませんので、軽減に該当される場合の判定もできませんし、所得割の賦課もできないということで、平等割と均等割のみの課税のほうをさせていただいているところです。

それから、本日現在の未申告の状況ですけども、被保険者の方が59名、世帯が53世帯ということで未申告となっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

6 番。

6 番（阿部 豊 君）

ちょっと質疑がかみ合っていない。私が聞きたい点からちょっとずれている部分があるので

すけど、いわゆる未申告、収入が把握できないのは、当然、未申告というふうに認識します。申告については、当該税財政課が担当されており、その申告データに基づいて国保が課税されているというふうにも理解しているんですけども、いわゆる通常、年末調整済みの源泉徴収票がきているのは申告とみなします。確定申告がきた分も申告として見なしますと理解するんですよ。所得が把握できない、賦課徴収ですから、地方税の場合は賦課ですよ。源泉徴収票が年末調整未済であっても法人なり個人なりから送られてきて、そのデータを基に住民税なり国保も課税はされていると思うんですよ。いわゆる国保については国保税の申告がないと、それはデータがあっても未申告とみなして、そういった処理になるのか。年金もそうですね、社会保険庁からのデータがきて、それぞれ個人の認識ですよ。申告不要だということで申告を、源泉徴収票がデータが送られているから申告不要なんだという認識で申告はなされていらっしやらない方がいらっしやるのも容易に想定できる。ただ、そういった場合も、未申告というふうに国保的には捉えて軽減をかけないという状況になっているのかという意味合いで申し上げているんですよ。

データがない場合は、当然、未申告ですよ。ただ、データは送ってきている、把握はできている、ただし申告がない、その分も未申告ということの判定で対応をしているのかということの確認をさせていただきたいということなんですよ。

というのは、先日、私が相談を受けたというか、見た部分に後期高齢の方で、御主人がいらっしやって、サラリーマンから厚生年金にいかれて、奥さんもサラリーマンから厚生年金にいかれて、年を重ねていくと公的年金の控除額も変わります。昔はその金額では扶養控除に入らないということで、そのまま個人個人で申告されて課税されていたんですよ。見ますと、確定申告をすれば、奥さんは老人控除対象者になり、所得税もかからなければ住民税ももちろん安くなるというか、均等割のみの課税だったり、非課税世帯になるという方が全然知らなかったということで、何も言っていないのでそのままおかれて、単身単身で課税されていたというような状況も拝見したので、現状の案内というか対応というのをどのようにされているのかというのを確認させていただきたいなど、申告をいただければ5割になるよ、2割になるよ、という方の漏れがないのかというところを危惧して質疑をしていますので、そういった観点で、そのポイントについてはどのようにされているのかというのを確認させていただきたいということです。質問の趣旨を理解した上で回答を求めたいと思います。再確認します。

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（13時36分 休憩）
（13時39分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩に引き続き会議を開きます。
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

お時間をいただきまして申し訳ございません。
今の課税の現状でございますけども、年金の現況届、それから源泉徴収等、こちら町のほうに頂いた情報を基に課税、軽減判定のほうを行っております、こちらのほうから、議員さんおっしゃるような積極的な御案内というところまでは現状対応できていない状況です。
以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

今回、私が再確認させていただいたのは、相談を受けた部分が、実は納税者、いわゆる高齢世帯の方が誤認識で、誤った認識されて損をされていたという部分を拝見したんですよ。

サラリーマンのときから年末調整をしてきた。高齢になって厚生年金を夫婦ともにもらい始めて、それなりの金額があるから扶養に入らないものとして、現況届も、扶養に入らないんだということでそのまま来られたと、知らなかったということですよ。

誤認識、年金のことは申告してくださいと言われてはいますが、そういった、特に税法は理解度が難しく、特に国保は特殊な部分も多いわけですから、課税についてですね。難しい部分も理解します。ただ、いわゆる納税者もそういった状況で、誤認識している部分もあると思うんですよ。だから、未申告者への対応、そういったデータは持っているわけですね、執行のほうは。だから、そこをよく精査していただいて、未申告者への申告の案内という部分を、課税の繁忙期が終わったあとでもして差し上げて、納税者に寄り添っていただきたいなど。

この未申告の53世帯は軽減がかかられていないと、所得の内容によっては軽減、扶養の出し入れとか、そういったことによっては所得税・住民税の状況も変わられたり、軽減の対象になれるやもしれないわけですね。そういった対応を望みたいということで質疑をします。

最後になりますけれども、未申告者の対応は大変ではあると思いますが、納税者に寄り添った対応を求めて質疑を終わりたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第33号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第5 議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件
（令和5年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第5、議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件（令和5年度佐々町一般会計補正

予算（第1号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第34号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

次のページをお願いいたします。

令和5年度佐々町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度佐々町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億4,909万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月24日専決、佐々町長。

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額1,009万8,000円、計13億8,720万1,000円、2項国庫補助金、補正額1,009万8,000円、計6億6,483万5,000円。

歳入合計、補正額1,009万8,000円、計95億4,909万8,000円。

歳出。2款総務費、補正額73万3,000円、計19億9,416万9,000円、1項総務管理費、補正額73万3,000円、計18億6,661万8,000円。

3款民生費、補正額936万5,000円、計20億9,074万円、2項児童福祉費、補正額936万5,000円、計11億2,690万円。

4款衛生費、補正額ゼロ、計26億6,119万円、2項清掃費、補正額ゼロ、計21億9,322万6,000円。

歳出合計、補正額1,009万8,000円、計95億4,909万8,000円。

2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページ、4ページをお願いいたします。

今回の専決処分につきましては2つございまして、まず、1つ目が食費等の価格・物価高騰によりまして影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対しまして、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給するものでございます。全額国庫負担の事業となっております。

この事業について、5月末の支給に間に合わせるために、システム改修等が必要になったため、専決処分を行ったものでございます。

それから、2つ目がクリーンセンターの2号炉に故障が発生した関係で、灰溶融処理ができない状況となったために、焼却灰と焼却飛灰を外部処理委託するために、6月までの経費を予算の組み替えをする必要があったため、専決処分を行ったものでございます。

税財政課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

それでは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯分）について説明をいたします。

この事業につきましては、国が令和4年度予算の予備費を活用して給付することを、令和5年3月28日に閣議決定されたものになります。この件につきましては、4月21日開催の全員協議会において説明をしておりますが、その後の経過等について御説明いたします。

議案に添付しております資料を御覧ください。右肩に令和5年6月定例会議案第34号住民福祉課資料になります。

まず、支給対象者なんですけども、①としまして、令和4年度における低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得者の子育て世帯分）の支給対象者となります。こちらにつきましては申請不要となっております。

続いて、②なんですけども、こちら平成17年4月2日（特別児童扶養手当受給対象児童の場合は、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童を養育する父母等であって、令和5年1月1日以降に、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税となる水準に相当することとなった者（家計急変者）となります。こちら要申請となっております。

それから、③なんですけども、こちら平成17年4月2日（特別児童扶養手当受給対象児童の場合は、平成15年4月2日）から令和6年2月29日までに生まれた児童を養育する父母等であって、令和5年度の住民税均等割が非課税となった者、こちら要申請となっております。

それから、支給額につきましては対象児童1人につき5万円となっております。

それから、支給状況です。5月31日に支給対象者①に該当する方へ、59世帯130人分を支給しております。

それから、6月1日以降、②の支給対象者になるんですけども、家計急変等申請対象者への申請受付を開始しております。現在2件の申請がありまして、2世帯7人分を支給しております。

それから、支給対象者③に当たります方につきましては、こちら令和5年度住民税均等割非課税世帯になるんですけども、15世帯38人の児童が該当されておりましたので、6月27日付で申請書を今発送している状況でございます。

随時、今からも家計急変対象者等や出生、離婚等で対象者になれる方については、案内をしていく予定となっております。受付後、随時支給をする予定です。

続きまして、予算につきましては、事業費が925万円、事務費が84万8,000円、合計1,009万8,000円となっております。全て10分の10の国庫補助となっております。

説明については以上です。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
ほかにいいですね。
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第34号 専決処分した事件の承認を求める件（令和5年度佐々町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

— 日程第6 議案第35号 令和5年度 佐々町一般会計補正予算（第2号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第35号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第35号 朗読）

中身につきましては、税財政課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。14款国庫支出金、補正額1億1,404万2,000円、計15億124万3,000円、1項国庫負担金、補正額1,297万円、計7億3,219万円、2項国庫補助金、補正額1億107万2,000円、計7億6,590万7,000円。

15款県支出金、補正額757万9,000円、計5億1,825万6,000円、2項県補助金、補正額61万2,000円、計1億3,935万9,000円、3項委託金、補正額696万7,000円、計3,601万9,000円。

17款寄附金、補正額100万円、計3,100万3,000円、1項寄附金、補正額、計とも同額です。

18款繰入金、補正額1,812万3,000円、計10億534万2,000円、1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

20款諸収入、補正額、減額56万円、計1億288万4,000円、4項雑入、補正額、減額56万円、計5,207万8,000円。

歳入合計、補正額1億4,018万4,000円、計96億8,928万2,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出。2款総務費、補正額966万7,000円、計20億383万6,000円、1項総務管理費、補正額270

万円、計18億6,931万8,000円、4項選挙費、補正額696万7,000円、計1,388万7,000円。

3款民生費、補正額4,671万6,000円、計21億3,745万6,000円、1項社会福祉費、補正額4,671万6,000円、計10億1,035万6,000円、2項児童福祉費、補正額ゼロ、計11億2,690万円。

4款衛生費、補正額2,260万9,000円、計26億8,379万9,000円、1項保健衛生費、補正額2,260万9,000円、計4億8,410万円、2項清掃費、補正額ゼロ、計21億9,322万6,000円。

6款農林水産業費、補正額1,050万円、計1億8,543万6,000円、1項農業費、補正額1,050万円、計1億7,421万1,000円。

7款商工費、補正額4,869万2,000円、計1億4,572万円、1項商工費、補正額、計とも同額です。

8款土木費、補正額200万円、計8億6,051万2,000円、3項河川費、補正額200万円、計6,931万5,000円。

10款教育費、補正額ゼロ、計6億8,724万1,000円、1項教育総務費、補正額ゼロ、計1億164万8,000円、歳出合計、補正額1億4,018万4,000円、計96億8,928万2,000円。

3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

今回の補正につきましては、まず、価格高騰対策としまして、住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業、1世帯当たり3万円の事業でございます。

それから、生活応援商品券と畜産農家物価高騰対策支援給付金を計上をいたしております。資料をお願いいたします。議案に添付しておりますA3折込みの資料でございます。

今回の電力・ガス・食料品等価格高騰対策というところで、一番上段に記載をしておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを活用しまして、今回6月補正予算で、この下のほうに太枠で囲んでおります5番目、6番目、畜産農家物価高騰対策支援給付金と生活応援商品券事業、こちらの事業を計上させていただいております。

畜産農家物価高騰については、粗飼料価格上昇分の2分の1を支援ということで、成牛1頭当たり1万円、子牛1頭当たり1万8,000円の支援を行うものでございます。

それから、生活応援商品券事業につきましては、住民1人当たり3,000円の商品券を配付の予定をしております、利用期間は、記載しておりますとおり11月上旬から令和6年1月末の予定ということになっております。

今回、コロナの臨時交付金が一番下段に書いておりますとおり、5,509万6,000円の歳入、限度額が示されております。この5,509万6,000円を、当初予算の①番から④番、計上しておりますけれども、ここと合わせて今回、歳出予算のほうに充当をさせていただいております。

合計で、①番から⑥番までの事業が、右下に書いておりますとおり7,927万9,000円の事業ということで、歳入のほうは5,509万6,000円という価格高騰対策の事業ということになっております。

それでは、予算書のほうに戻っていただきまして、そのほかはワクチン接種事業とかも計上しておりますけれども、6ページをお願いいたします。

6ページの中段にあります繰入金、財政調整基金繰入れということで、財源不足が生じたので、1,812万3,000円の繰入れを行っておるところでございます。

税財政課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

総務課分の補正予算について御説明をさせていただきます。4ページ、5ページをお願いい

たします。

まず、4ページ、14款国庫支出金の1目総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金92万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金124万8,000円。

5ページをお願いいたします。

15款県支出金、1目総務費県補助金、長崎県子ども医療費助成事業準備費補助金52万8,000円。これらにつきましては、後ほど歳出のほうで御説明させていただきますが、電子計算費のソフトメンテナンス委託料に充当をさせていただいております。

同じく5ページをお願いいたします。

15款県支出金、1目総務費委託金の選挙費委託金でございます。こちら後ほど歳出のほうで御説明をさせていただきますが、衆議院議員補欠選挙費に充当をさせていただいております。

7ページをお願いいたします。

2款総務費、8目電子計算費でございます。委託料、ソフトメンテナンス業務委託料ということで270万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種対応、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業、県福祉医療補助拡大に伴うそれぞれのシステム改修の費用を計上させていただいております。

同じく7ページの4目衆議院議員補欠選挙費でございます。こちらにつきましては、令和5年5月20日に、衆議院小選挙区選出議員補欠選挙の執行事由が発生をいたしまして、令和5年10月22日を選挙期日といたしまして、補欠選挙が執行される予定となっております。それに伴うそれぞれの経費を計上させていただいているものでございます。

総務課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

4ページを御覧ください。

歳入です。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金でございます。こちら補正額3,360万5,000円。こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）の低所得世帯支援枠分となります。内容につきましては、歳出のほうで説明をいたします。

続きまして、5ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金、1節総務管理費補助金、長崎県子ども医療費助成事業準備費補助金、補正額52万8,000円でございます。先ほど総務課長からも説明がありましたが、補足して説明いたします。

こちらにつきましては、長崎県独自の高校生世代に係る医療費の助成制度が新たに創設されましたので、その事業実施に必要なシステム改修費用52万8,000円の助成分となります。全額補助対象となります。

システム改修の内容は、補助金精算調書や受給資格状況報告書などの県に提出する長崎県単独の報告書について、小中学校、高校生の医療費などをこれまで一括集計していたものを、それぞれ区分して集計するように対応するものでございます。

医療費分の助成につきましては、償還払い10分の10、現物給付は68%の補助率となります。高校生分の医療費助成については、令和5年度は390万円ほどの補助金になる見込みです。

続きまして、その下の15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金、保育対策総合支援事業費補助金（保育所分、安全対策事業）、補正額8万4,000円でご

ざいます。こちら保育所送迎用バスの児童置き去り事故防止のための安全装置の設置に係る補助金でございます。

送迎用のバス等への安全装置の設置につきましては、ことしの4月から義務化されており、町内では1園の保育園が保有しております。当初予算の段階では1台分20万円を予定し、県補助金10分の10ということで歳入歳出ともに20万円を計上しておりました。

今回、保育所からの設置に係る補助金申請の段階で、マイクロバスとハイエース2台分に安全装置を設置することが判明しました。

また、当初予算成立後に、県補助金が17万5,000円を限度とした10分の10の補助金ということが分かりましたので、2台分の補助金は28万4,120円となり、当初予算20万円との差額8万4,000円の補正を計上させていただいております。

なお、歳出につきましては8万4,120円の予算不足となりましたので、節内で予算流用をいたしております。これにつきましては、国から6月30日までに設置するよう指導がっておりますので、早期設置に対応できるよう流用いたしました。安全装置の設置につきましては、6月中に完了しております。保育所から実績報告の提出があったあと、現地確認に行くよう予定をしております。

次に、歳出を御説明いたします。8ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、6目住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費（価格高騰重点分）、補正額4,671万6,000円でございます。こちら住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金となります。

概要ですが、予算書に添付しております資料を御覧ください。A4縦になっておる資料でございます。

2、支給対象世帯、①令和5年度住民税均等割非課税世帯、基準日が令和5年6月1日に住民登録されている世帯となっております。

それから、②としまして、収入の減少等により、住民税均等割非課税世帯と同様の収入状況にある世帯（家計急変世帯）としております。こちらは、令和5年1月から10月までのあいだに収入減少等により住民税均等割非課税世帯と同様の収入状況にある世帯としております。申請時点で佐々町に住民登録がある世帯としております。支給額につきましては、1世帯につき3万円となっております。

4番目の予算額です。事業費につきましては、家計急変世帯を含めまして1,510世帯の4,530万円、事務費につきましては、給付事務に係る電算システム改修をはじめ、時間外手当などを含めまして266万4,000円を計上しております。

続きまして、今後のスケジュールなんですけれども、予算成立後に電算システムの改修と要綱整備を行います。それから、7月下旬にホームページへの記事掲載を行い、同じく7月下旬に臨時特別給付金支給要件確認書を対象世帯に送付予定としております。その後、確認作業を進め、8月上旬を目安に対象世帯に振り込む予定としております。

参考までに、令和4年度の方課税世帯への給付金は、家計急変分を含めて1,355世帯へ給付をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

多世代包括支援センター長。

多世代包括支援センター長（松尾 直美 君）

それでは、多世代包括支援センター所管の予算について説明させていただきます。歳出予算のほうから説明をさせていただきます。10ページを御覧ください。

10ページ、新型コロナウイルスワクチン接種事業費になります。

総務厚生委員会で説明させていただきましたが、65歳以上の方をメインとしまして、基礎疾患を有する方などを対象として現在接種に取り組んでおります、令和5年度の春夏接種並びに9月から開始予定となっております、初回接種を完了しました5歳以上の方全てを対象として接種に取り組めます、令和5年度の秋冬接種と呼ばれる新型コロナウイルスワクチン追加接種の事業費について予算を計上させていただいております。

内容としましては、個別接種の予約受付業務に係る会計年度任用職員雇用に係る費用や通信運搬費、個別接種に係る接種業務委託料など、ワクチン接種業務の体制確保に係る費用が主なものとなっております。こちらは、歳入予算4ページになりますが、全て国庫負担金、国庫補助金10分の10の事業となっております。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

11ページをお願いいたします。塵芥処理費になります。あわせて、クリップ止めでA4横置き右肩、保険環境課資料としましたものを御覧ください。

専決補正のほうでも税財政課長のほうから説明いただきましたが、専決補正させていただいた予算というのが、6月末までに見込まれる費用ということで補正のほうをさせていただいております、今回、6月補正のほうで、7月以降、年度中に必要になる費用というのを、灰溶融処理ができなくなったことで不要となった需用費のほうから2,505万8,000円減額いたしまして、委託料のほうに組み替えるという補正のほうをさせていただいております。

私のほうからは以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山村 輝明 君）

建設課分ですけども説明させていただきます。予算書の12ページをお願いいたします。

中段の8款3項2目河川改良費、12節の委託料ですけども、登記用地籍測量図作成等業務委託料といたしまして、200万円補正させていただいております。

理由といたしましては、民間開発に伴う境界立会申請による現地立会の結果、桜堤整備工事で整備された構造物の一部が、民地に越境していることが判明いたしましたので、越境部分について所有権移転登記を行うために分筆測量を行わせていただくものです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

予算書の11ページをお願いします。畜産業費のところ、佐々町畜産農家物価高騰対策支援給付金の分でございます。

この分につきましては、現在、町内農業関係において、たくさんの畜産以外の業種の方もいらっしゃるところでございますけど、農業関係の給付金、物価高騰対策事業としまして、国と

か、あと県においても各種事業が現在行われているところがございます。その中でも現在、物価高騰対策における支援が行われていないところの分野に特化した形で、今回予算計上をさせていただきます。

財源につきまして、予算書の5ページの国庫支出金、国庫補助金のところの7目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の729万7,000円を充てさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにないでしょうか。

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

何点かありますので、よろしく申し上げます。

1つは、8ページにあります住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業なんですけれども、これについては1世帯3万円ということで、一般財源から1,300万円支出ということになっていきますけれども、1世帯3万円とした根拠ってあるんでしょうか。

要するに、住民税非課税世帯への臨時特別給付金っていうのは、全国一律にやられているものではないのではないかなって思っていて、それで、佐々町は3万円で、一般財源も出してこっだけやりますよっていうふうにしているのかということを確認したいというのが一つ。

それから、11ページの佐々クリーンセンター灰溶融炉の故障に伴う予算の組替えっていうことなんですけど、これは、先ほどの説明だと、専決処分ですって分については6月分までと、それ以降の分は7月分からと。これは、工事そのものはずっと今改修工事が続いていて、全体の改修工事は続いていて、そして、溶融炉そのものを撤去したわけだから、撤去したというふうに説明を受けていましたよね。だから、溶融するのではなくて、全部外部に搬出するんですよ。

聞きたいのは、その費用というのが、どうして溶融炉を置いていたときと全く同じなのかということなんです。

要するに、順番としては、その溶融炉の搬出費用をまず出して、その分をどこから捻出するかということで、需用費から削減したという流れなのかですね。そうすると、需用費そのものは、これは7月から来年の3月までの分というふうに考えればいいのかですね。

要するに、逆にしたんじゃないのかなという感じがするわけですよ。溶融炉がなくなったから、そこに使っていた費用を全部搬出費に出して、そして、その費用全部を搬出費として計上したのではないのかというのが、そういう疑念があります。その実態について説明していただきたい。

それから、畜産農家の物価高騰対策支援給付金なんですけども、これについては1頭当たり1万円という御説明だったんですが、実際に被害の実態というのはどういうふうになっているのか、農林水産課ではどのように把握をされているのか。今後の見通しというのはどういうふうに考えておられるのかということも伺いたい。

それから、12ページの生活応援商品券の事業費なんですけども、これについては、現在のっていいですか、今実際に給付されているっていうか、使っている生活応援商品券については、大変喜ばれている内容もあるんですけども、町内の事業者の中で、事前の話の中では、3分の1ぐらいの事業者しか使えないという実態があるのだというお話があって、これについてはどのように改善していこうとされるのか少し伺っておきたいと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4点ですね。
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

低所得者の世帯分につきましては、国のほうが低所得世帯支援枠分ということでメニューを設けております。国からは、1世帯当たり予算の目安を約3万円というふうになっております。自治体によっては、この3万円とプレミアム商品券やマイナポイントの配付をするなどの事業をされているところもあると考えられます。

国のほうは、住民税非課税世帯3万円及び事務費分として補助金のほうを交付するようになっております。

今、概算で補助金のほうが設定されておりますけども、12月をめどに国のほうへ町から非課税世帯の人数等を、数字を報告しますので、それによってまた補助金のほうが変わってくる予定となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、塵芥処理費の補正に関してですが、まず、灰溶融炉なんですけども、撤去のほうはまだ行っておりません。

基幹的改良工事の中で撤去のほうもさせていただきますけども、本来であれば、今年度、灰溶融処理も行いながら、今年度片炉運転を行うという予定にしておりましたので、撤去のほうは、2号炉の更新を行う際に撤去するというので考えておったわけなんですけども、故障が発生し、そこで発生してきます焼却灰、それから焼却の飛灰というのが溶融処理ができなくなることで、外部委託処理をしないといけないということで、灰溶融炉に穴を開けまして外部搬出して、処理を外部に委託するというのでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回6月の補正に関してなんですけども、需用費の減額に関しましては、当初計上させていただいた予算のほうを丸々消耗品費と燃料費ということで減額させていただきます。よろしくお願いいたします。

その減額させていただいた予算のほうを委託料のほうに組み替えるということで、そのまま組替えのほうをさせていただいているんですけども、今現状、燃料費の高騰ですとか、入札執行に伴って金額の変更ということも考えられるんですけども、現状として処理に対して必要になる予算をしっかりと確保するというので、今回このような予算の組替えの補正を計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

被害の実態ということでございますけど、成牛が食べる粗飼料ということで、イタリアンストローという飼料があるんですけど、それが令和3年4月時点の値段というのが、トン当たり6万3,093円というところが、令和5年4月時点におきましては7万2,443円ということで、価

格の上昇が9,350円ほどトン当たり増えてきている状況でございます。

子牛が食べる分につきましても、令和3年4月が8万4,655円という価格が、令和5年4月につきましては11万1,615円ということで、2万6,960円のトン当たりの費用が増加しているということでございます。

予算の計上額につきましては、見込みの頭数である成牛が600頭、子牛のほうは250頭分ということでの予算計上ということで算定をしております。

あと、価格費用の部分とは別の形にはなるんですけど、子牛の平均価格というところにつきましても、令和3年4月が83万円、1頭当たり平均額ですけど、それが現時点、令和5年4月の時点では平均価格が59万円という形で、5月につきましては1頭当たり52万円ということで、価格上昇分と、あとは子牛の売却による収入という形の分についても、両方での影響が出ているものと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

生活応援商品券の参加店舗でございますが、現在121店舗で、前回説明したときより変わっておりません。

現在も募集しております、そちらのほうはもう募集が終わっているんじゃないかって思っていたらっしゃるところもおられますし、それから、今回の補正予算で上げております商品券に関してもまた募集をいたしますので、あわせて、改めてチラシ、それから町、商工会、それぞれのホームページ等で募集をしていることを周知してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

低所得者世帯の3万円の件は分かりました。国のメニューがベースにあって、それに自治体でオプションを付けるか付けないかという選択をしたということで、今回付けないという選択だったということですね。

塵芥処理費のことなんですけど、要するに何が疑問かということ、補正額がゼロだということが疑問なんですよ、私が言っているのはですね。

要するに、もともと予定をしていた灰溶融炉を動かしながら片炉運転をずっと続けていくというのができなくなりましたと、予定、想定が変わったわけですね。それが、その灰を搬出する費用が、搬出委託料というのがそんなに都合よくいくものかと、要するに予定していた2,500万円の需用費がなくなって、そして溶融炉の搬出料がそのまま2,500万円に変わると。この対応はずさんではないかと。要するに、需用費のほうもともと高すぎて、高かった分がその委託料が変わるときに、委託料ってこれ入札するわけでしょう、入札するときそういう形で、需用費を丸々使えますよという入札の仕方でのいいのかという気がするわけです。

要するに、委託料というのはこれで足りる見通しなのかと、本当はもっと安くて済むんじゃないのかという疑念がありますということをやっているんです。実際に相場がそうなっているということであれば分かるんですけども、そういう説明じゃなかったからね。

それから、畜産補助金の件は分かりました。ここでは、私の先ほどの質問の中では、今後の

見通しについてどうかということもお聞きしたんですけども、それについてお答えがなかったので追加していただきたい。

それから、商品券の事業なんですけれども、募集をしていますということはいいいんですよ。委員会の調査の中ではストレートに出てきませんでしたけれども、様々ないわゆる経済的な対応もあるということもお話しがあっていましたから、そういった点で商工会との募集の委託の在り方についての検討はどうなのかということについてもお答えいただきたいなど。要するに、そういうふうに言っても分からないので、商工会が、商工会員以外の業者については、商品券の換金手数料を取るという対応をしていると、町が委託した事業であるにも関わらず、商工会がその事業の手数料を取るとするのは、これは原資としても、もともと今回の事業の趣旨からしても適切ではないのではないかと私は思うんです。そういった点について商工会との話し合いというのはどうなっているのかということについて端的にお答えいただければというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

農林水産課長。

農林水産課長（作永 善則 君）

現時点で4月に価格上昇があるということで、これは畜産以外の肥料関係も含めたところで把握しているところでございますけれども、これまで肥料関係の販売業者さんのほうに確認した結果では、まだ金額は現時点では分からないということでございますけど、また秋口以降に一定の値上がりがあるのではないかとということで話は聞いております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

塵芥処理費の補正ですけども、年度中の焼却灰の排出量、焼却飛灰の排出量、それから排出外部委託処理に係る費用の見積り調査等を行った上で予算の積算のほうは行っておりますが、ここで不安定な要素というか、明確でない要素として、そういった発生する焼却灰の量、焼却飛灰の量というのが焼却しますごみの量によって増減する、それから、燃料費の高騰が続いておりますけれども、この燃料費によって運搬に係る費用、これが上昇する可能性があるということで、見積り調査等を行った中で積算費用よりも、少し余裕を持たせた中で予算というのは今回組みさせていただいているような状況です。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

議員御指摘のとおり、商工会は商品券の換金手数料に関しまして、商工会会員以外の参加店舗から商品券1枚の換金につき3%の換金手数料を徴収されています。これに関しまして、町からの委託料が低いとか、そういった理由ではなく、商工会の会員と非会員の一般的な取扱いと伺っております。実際に3%の換金手数料があることで商工会に入会されている参加店舗もございますが、チェーン店などは本社の意向もあって入会できず、そのまま参加されていると

いうケースもございます。

県内で、商品券事業を実施し、商工会等に委託している他市町に確認をしたところ、徴収しているところ、していないところが両方ございます。ある市町では、会員以外の手数料を取らないよう要請したところ、次回から商工会の協力が得られず、紙による商品券を諦め、電子決済のポイントによる制度に切替えましたが、高齢者向きではないという意見もあったとお聞きしております。

県にも確認したところ、どちらとも言えないということで弁護士さんへの相談を勧められ、弁護士さんからは、町の事業を受託しているのに独自に手数料に差をつけていることはいかなものかという印象はあるが、他方、商工会以外にこの委託料で受託できる事業者はなく、また商工会も、業務外で本事業を受託して、地元の商工業者のために貢献したいという思いも理解でき、明らかに手数料の率設定が不合理でない限り、手数料については商工会の合理的な裁量範囲にあるのではないかという回答を頂きました。それで、町といたしましては現状どおりで事業を受託していただきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

私は商工会がやっただけのことについては非常にありがたいというふうに思うんです。ただ、私が言いたいことは、要するに商工会の経済的な目的で手数料を取ることであれば、それは、変な言い方なんですけど、その分、町が負担してでも、その事業そのものは全事業者で使えるようにしてほしいということなんです。本来、そういうものではないのかと。商品券は町民の税金で出す商品券ですよ。そういう事業ですよ。そこで、委託料を払っているわけですよ。既に、商工会には、既に商工会に委託料を払っているけれども、その上に商工会が別途手数料を取るとするのは、これはそういう内容としてはいかなものか。会員以外の企業には別段の利益が行くわけではないわけですから、要するに事実上、会員になっていない企業については、町の商品券を使えないということではないですか。そして、町はその商品券を、もともとこの事業そのものは住民に対する支出とともに、町内の事業者に対する支出でもあるわけだと思えます。町長、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、私もそういうシステムがあるということでお話しをお聞きしましたけど、やはりこれについては、今後はどうするのかというのは協議しなければならない、今すぐこれをせろとかはできないわけですから、もう今やっているわけですから。だから、これについては今後どうするのかというのは、やはり商工会の方とお話しをしながらやっていかなければならない。ただ、今現状はやはり地域の経済の活性化を図るということで考えれば、商工会にお願いするのが、一番ベターな方法ではないかということは考えているわけでございますので、それについて今後の手数料については協議する。例えば、今、永田議員がおっしゃったように、これは町がもってやるのか、それだったら全員平等にやれるのか、手数料を取らずにするのかというのは協議をさせていただければと思っておりますので、よろしくお聞き申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

私は、やっぱり今やっている事業についてどうこうというのはもうしょうがないわけですが、今回の補正で準備をされている秋からの商品券発行についての取組については、町長が言われるように、やはりきちんと協議をしていただきたいと、ほかの自治体では取っていない商工会もあるわけだから、どうして佐々町の商工会だけがそういうふうにしなないといけないのかということだってあるし、本来の趣旨からすると、変な言い方だけど、委託料も取った上に手数料も取るというのは、商工会としてはいかがなものかと。本来、商工会は町内の事業者の振興に帰するということが役割ではないだろうかというふうに思いますので、意見を申し上げておきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

約1時間半続けておりますが、続けさせていただきます。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

簡単な質疑です。今回の電力・ガス・食料品等価格高等重点支援地方交付金の住民税非課税については、まだ国庫補助金について流動性があるということでメニュー事業ではあるが、というふうに理解しました。

補助率をどのように理解すればいいのか。ましてやこっこのA3版のほうの分は、いわゆる住民税非課税世帯等の国が用意したメニュー以外の分で、町が独自にこの交付金事業を活用したメニューですよということで、別枠で捉えるんですよという説明なのか。

そして、その分のいわゆる事業費に対する補助率は、メニューとしてどのようになっているのかと、一般財源がその分入っていますので、そここのところの理解をどのようにすればいいのかというのがちょっと消化できませんでしたので、説明していただければと。

議 長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

議員御質問のとおり、まず非課税世帯の分については、この臨時交付金については別枠となります。低所得世帯支援枠というのは別枠になります。

それから、A3で資料を作っております電力・ガス・食料品等価格高騰対策の一番下にあります歳入で5,509万6,000円が別枠になっておりまして、これが推奨事業メニューというところで国が示しておるメニューがありますけれども、それを参考にしながら、本町は当初予算も含めまして6項目を計上しておると。この補助率については、これは定額でございまして5,509万6,000円が本町の限度額というところで、これについては人口とか財政力等を基礎として算定をされているものでございます。ですので、この6項目の7,927万9,000円に対しての補助率というのは、こちらはあくまでも全体事業費の案分をして予算上充当をしておるというものでございます。

非課税世帯の分については、現時点は、令和3年度の世帯数に、令和3年度もこの事業があったんですけども、7割部分が今回の概算分として交付をされておりまして、また冬頃に追加分ということで交付される予定となっておりますので、これについては全額国庫補助になる

のではないかと現時点では考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

いいですか。ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかにないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第35号 令和5年度佐々町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

このあと、全員協議会を開催しますので、しばらく休憩します。

（14時42分 休憩）

（15時30分 再開）

- 日程第7 議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第8 議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第9 議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第10 議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第11 議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第12 議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第13 議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第14 議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第15 議案第44号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第16 議案第45号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第17 議案第46号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第18 議案第47号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第19 議案第48号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第8、議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第9、議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第10、議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第11、議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命につい

て同意を求める件、日程第12、議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第13、議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第14、議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第15、議案第44号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第16、議案第45号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第17、議案第46号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第18、議案第47号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、日程第19、議案第48号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件、以上の13件について関連がありますので、一括議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第48号までの13議案は一括議題とします。

議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第36号 朗読）

履歴書については、別紙に付いていますので、御参照いただければと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

しばらく休憩します。

（15時34分 休憩）

（15時35分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引続き会議を開きます。

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第36号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かが

みの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第37号 朗読）

履歴書等を別紙に付けておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第37号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第38号 朗読）

別紙に履歴書等を添付しておりますので、どうぞ御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第38号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第39号 朗読）

別紙に履歴書等を添付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第39号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第40号 朗読）

別紙に履歴書等を添付していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

議案第40号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第41号 朗読）

別紙に履歴書等を添付していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第41号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第42号 朗読）

別紙に履歴書等を添付していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第42号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第43号 朗読）

別紙に履歴書等を添付していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。
質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第43号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第44号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第44号 朗読）

別紙に履歴書等を添付していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。
質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第44号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第45号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第45号 朗読）

別紙に履歴書等を添付していますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第45号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第46号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第46号 朗読）

履歴書等を別紙に添付しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。

質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第46号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第47号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第47号 朗読）

別紙に履歴書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。
質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第47号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。
議案第48号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件について、町長から、かがみの朗読をお願いいたします。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第48号 朗読）

別紙に履歴書等を添付しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。
質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。
議案第48号 佐々町農業委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第20 発議第4号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第20、発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。
事務局長に朗読させます。
議会事務局長。

議会事務局長（荒木 洋介 君）

（発議第4号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。
発議第4号 議員の派遣については、原案どおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり派遣することに決定いたしました。
以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会といたします。
お疲れ様でした。

（15時54分 散会）